［m・n　略］ o　項番８「250％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（同条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 ［q～t　略］ ［（第七面）～（第三十面）　略］	［m・n　同左］ o　項番８「250％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 ［q～t　同左］ ［（第七面）～（第三十面）　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁・農林水産省告示第十一号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四条第一項第一号ホ(4)、第二百五条第一号ハ(3)及び第二百七条第一項の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ　［略］	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］